

つくばみらい市農業基本計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

令和5年 5月 29日

つくばみらい市長 小 田 川 浩



つくばみらい市農業基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 つくばみらい市農業基本計画（以下「基本計画」という。）に関する重要事項について協議するため、つくばみらい市農業基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本計画の策定に関すること。
- (2) 基本計画の変更に関すること。
- (3) その他基本計画に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員8名以内で構成し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市農業委員会を代表する者
- (2) 市農地利用最適化推進委員を代表する者
- (3) 茨城みなみ農業協同組合を代表する者
- (4) 茨城県県南農林事務所を代表する者
- (5) 市内生産者
- (6) 市内消費者

(任期等)

第4条 委員の任期は1年とし、再任は妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開催できない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会の会議は、公開とする。ただし、議長が必要と認めるときは、委員会の会議に諮って非公開とすることができる。

5 委員会の会議は、委員長が認めるときは、書面による開催とすることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民経済部産業経済課において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。